

議案第3号

入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和4年2月16日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

国家公務員に準じて職員の特別休暇に不妊治療のための休暇を設けるとともに、育児時間の取得期間を拡大したいので、この案を提出するものである。

入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第14条第2項第13号」を「第14条第2項第15号」に改める。

第14条第2項中第21号を第22号とし、第7号から第20号までを一号ずつ繰り下げ、同項第6号中「1年」を「1年3月」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第3号から第5号までを一号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の一号を加える。

(3) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合
一の年度において10日の範囲内の期間

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(入間市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 入間市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「第14条第2項第6号」を「第14条第2項第7号」に改める。